平成２２年（フ）第３１０号
大津市際川２丁目25番19号　稲垣方、住民票上の住所神戸市兵庫区湊川町８丁目17番10―501号
債務者　佐藤美香子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
滋賀県彦根市原町136番地54、前住所滋賀県彦根市東沼波町1219番地14
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４０号
鳥取県鳥取市河原町河原70番地、旧住所兵庫県神戸市生田区東川崎町１丁目52番地
債務者　中嶌　芳男
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
鳥取県米子市三本松２丁目11番33号　203号
債務者　松尾　明子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１６号
鳥取県米子市観音寺新町１丁目10番12号ファミールU201
債務者　日野　浩之
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３７７号
広島市南区向洋新町２丁目15番32―302号
債務者　金山　光徳
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８号
広島市南区向洋新町２丁目15番32―302号
債務者　金山　美香
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５２号
広島市中区光南１丁目14番８―303号
債務者　松田　千春（旧姓牧口）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８８号
広島市南区出汐２丁目３番54号
債務者　廣中　真美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９７号
広島市中区堀川町５番15号
債務者　江口比呂康
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１３号
広島県東広島市西大沢１丁目１番４号、住民票上の住所広島市西区田方１丁目21番１―201号
債務者　松下　透一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２８号
広島市西区鈴が峰町35番24―104号
債務者　垰　　英治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４５号
広島市中区河原町５番４―902号
債務者　山本　晃大
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７３号
広島市安芸区船越１丁目34番15号
債務者　橋本　良恵（旧姓金岡）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８９号
広島市中区榎町４番21―303号
債務者　楠木　律子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９６号
広島市東区尾長西２丁目10番29―102号
債務者　三宅　一義
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１９号
広島市安佐南区相田５丁目15番22号
債務者　八代　祐司
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部